

別表十四（七）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法第62条の7第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第3項において準用する場合を含みます。）、令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第62条の7第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第3項において準用する場合を含みます。以下同じです。）若しくは平成29年改正前の法（以下「平成29年旧法」といいます。）第62条の7第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第3項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年旧法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》（令和2年旧法第62条の7第1項又は平成29年旧法第62条の7第1項の規定により令和2年旧法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 令和2年6月改正前の令（以下「令和2年旧令」といいます。）第123条の8第12項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第15項、第17項又は第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合には、「特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 「(1)の期間における特定引継資産の譲渡等による損失の額9」及び「(1)の期間における特定保有資産の譲渡等による損失の額12」の各欄は、それ

ぞれ令和2年旧令第123条の8第12項に規定する移転資産の譲渡等特定事由による損失の額を含めて計算します。

(2) 「(1)の期間における特定引継資産の譲渡等による利益の額10」及び「(1)の期間における特定保有資産の譲渡等による利益の額13」の各欄は、それぞれ令和2年旧令第123条の8第12項に規定する移転資産の譲渡又は評価換えによる利益の額を含めて計算します。

3 「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額19」は、令和4年4月1日前に終了した事業年度における令和2年改正前の規則（以下「令和2年旧規則」といいます。）別表十四（六）「21」の金額を含めて記載します。

4 「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額26」及び「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額34」の各欄は、令和4年4月1日前に終了した事業年度における令和2年旧規則別表十四（六）「28」及び「36」の金額をそれぞれ含めて記載します。

5 「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額26」は、当該事業年度前の各事業年度において別表十四（十）「5」に金額の記載がある場合（法第64条の14第5項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の規定の適用がある場合に限ります。）には、その金額を含めて記載します。

6 令和2年旧法第62条の7第1項若しくは平成29年旧法第62条の7第1項の規定の適用を受ける場合又は令和2年旧法第81条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、「対象期間」とあるのは、「適用期間」として記載します。